

褥瘡対策指針

医療法人穗翔会 村田病院

平成 29 年 4 月 1 日 制定

平成 31 年 4 月 改訂

令和 7 年 4 月 改訂

医療法人穂翔会 村田病院（以下「当院」）における褥瘡対策を確立し、質の高い医療・看護を提供するために、本指針を定める。

1. 総則

1-1 褥瘡対策に関する考え方

1) 褥瘡予防

当院に入院する全患者対象に褥瘡発生リスクの検討を行ない、褥瘡発生予防に必要なケアを提供する。

2) 褥瘡の早期発見につとめ、発生時は局所の処置だけにとらわれず、褥瘡有病者を全身的に捉え、他職種と共に働し早期に治癒するようつとめる。

1-2 用語の定義

1) 褥瘡推定発生率

・（調査日に褥瘡を保有する患者数－入院時既に褥瘡保有が記録されていた患者数）÷調査日の入院患者数×100%

[注 1] 入院時既に褥瘡を保有していた患者であっても、新たに入院中に褥瘡が発生した場合は、院内褥瘡発生者として取り扱う。

2) 褥瘡有病率

・調査日に褥瘡を保有する患者数÷調査日の入院患者数×100%

[注 1] 調査日の入院患者数：調査日の入退院予定者は含めない

[注 2] 1名患者が褥瘡を複数部位保有していても、患者数は1名として数える。

2. 褥瘡対策のための組織に関する事項

2-1 褥瘡対策を推進するために、褥瘡対策チーム（以下、「チーム」）を設置する。

1) チームは、褥瘡対策についての最高決議機関である医療安全管理委員会の下部組織としての役割を担う。

2) チームは、院長の承認を受け選出された、専任の医師・看護師等により構成される。

3) チームメンバーは、1回/週の褥瘡回診を実施し、褥瘡発生の機序を全身的にとらえる為、栄養サポートチームと連携し、組織横断的に活動する。

4) 活動実績は、医療安全管理委員会の承認を受け、全ての職員に周知される。

3. 褥瘡対策に関する職員研修について

3-1 褥瘡発生予防と褥瘡治療に関して全ての職員が役割を理解し、実践できるよう随時全体研修を開催する。

3-2 職員は、研修会が実施される際には積極的に受講することに努めなければならない。

4. 褥瘡対策を目的とした報告手順

4-1 褥瘡予防チェックシートを用い、入院時すべての患者に「褥瘡・スキンテア危険因子評価表」を作成する。

4-2 「日常生活自立度」を評価し、褥瘡を有しないJ1～A2の患者に関しては、各患者のカルテにチェックシートを保管する。

4-3 「日常生活自立度」B1～C2もしくは褥瘡を有する患者に関しては、「褥瘡対策に関する診療計画書」及び看護計画を作成する。

4-4 入院中に褥瘡が発生した場合は「褥瘡発生報告書」を作成、「褥瘡経過評価表」に写真を添付し、経過観察及び治療を実施する。

5. 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する事項

本指針は当院ホームページに掲載すると共に、患者及びその家族から閲覧の要求があった場合はこれに応じるものとする。

6. その他褥瘡対策推進のために必要な基本方針

- 6-1 チームのメンバーは褥瘡予防に関する企画・立案をし、医療安全管理委員会に提言する。
- 6-2 褥瘡対策を行い、組織的運営も考慮し、経済性も考える。
- 6-3 チームは、業務内容やサーベイランスしたデータなど所定の記録を定期的にまとめ、医療安全管理委員会に提出する。